

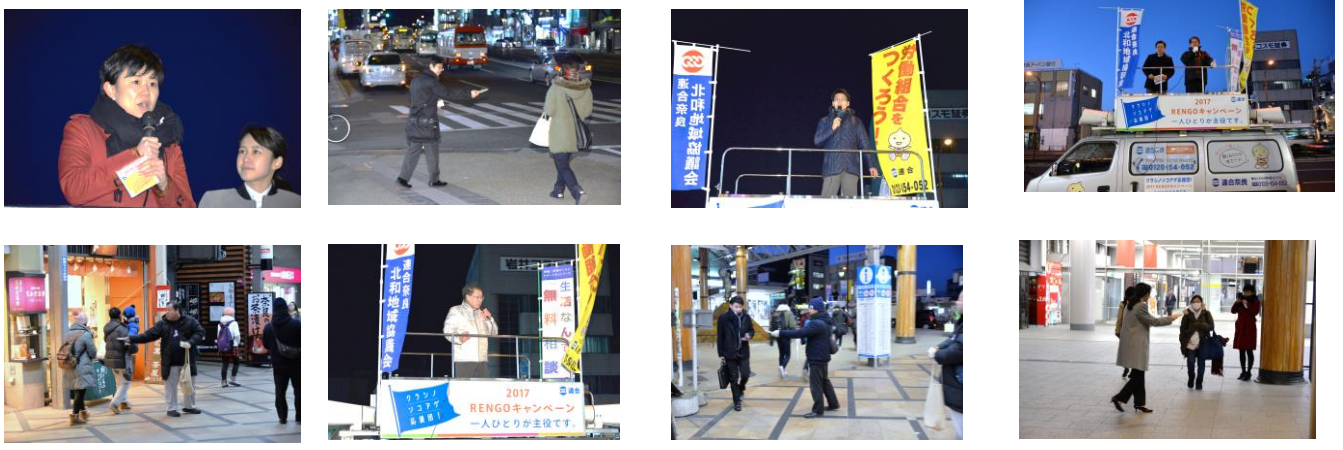


**No.169**  
 2018年2月14日(水)  
 連合奈良北和地域協議会  
 発行/〒630-8325  
 奈良県奈良市西木辻町 93-6  
 エルトピア奈良内  
 ■代表者/桐木正明 ■編集者/森山欣哉

## 2 月 度 「 連 合 奈 良 の 日 」 街 宣 活 動

2月5日(月)「連合奈良の日」の街頭宣伝活動は近鉄奈良駅前(行基菩薩前)で実施しました。とっても寒  
 い中1000枚のチラシを60分で配布しました!「連合労働相談ホットライン」(働き続けたい!なぜ辞めな  
 ければならないの!?)のチラシを連合奈良北和地協役員・幹事14名と、猪奥美里県会議員・樋口清二郎  
 ・松石聖一市会議員と一緒に「連合奈良の日」街頭宣伝活動をしました。

2月8日(木)~10日(土)知っていますか?2018年4月1日より有期労働契約から「無期労働契約」への転  
 換を申し込むことができます!の労働相談ホットライン **0120-154-052** 安心して働きたい だか  
 ら「行こうよ、連合に」 「寒い中、街宣ありがとうございました」



近鉄奈良駅で配布ピラ(連合労働相談ホットライン)

**無期転換は有期労働契約者の権利です!**  
 会社は、無期転換を申し込まないことを契約更新  
 の条件にするなど、あらかじめ労働者に無期転換  
 申込権を放棄させることはできません!  
 仕事での不安や悩み、一人で抱え込まずに「労働  
 相談ホットライン・行こうよ、連合へ」まずはご相談

**働き続けたい!  
 なぜ辞めなければならぬの!?**  
 2018年2月14日(水) 近鉄奈良駅前  
 連合労働相談ホットライン  
**0120-154-052**

**相談事例 1** 無期転換の権利を行使したいが、会社が「無期転換を申し込まないことを契約更新の条件にする」といって拒否する。どうすればいいの? (労働相談ホットラインへ相談すると、労働基準法第20条に基づき、会社が労働者に無期転換を申し込まないことを条件とする契約更新は認められません。労働者は無期転換を申し込むことができます。)

**相談事例 2** パートとして働いていますが、無期転換を申し込みたい。パートでも無期転換を申し込むことができます。労働基準法第20条に基づき、パート労働者も無期転換を申し込むことができます。

**相談事例 3** 無期転換を申し込みたいが、会社が「労働者の立場に合った働き方を見直そう!」(底上げ・底支え)「格差是正」でクラシノソコアゲ!」のスローガンを掲げて取り組んでいます。

**相談事例 4** 無期転換を申し込みたいが、会社が「労働者の立場に合った働き方を見直そう!」(底上げ・底支え)「格差是正」でクラシノソコアゲ!」のスローガンを掲げて取り組んでいます。

**相談事例 5** パートとして働いていますが、無期転換を申し込みたい。パートでも無期転換を申し込むことができます。労働基準法第20条に基づき、パート労働者も無期転換を申し込むことができます。

「行こうよ、連合へ」は、労働者の権利を守るために、労働相談ホットライン(0120-154-052)を通じて、労働相談を受けることができます。ぜひ一度、労働相談を受けてください。

みんなで労働相談ホットライン **0120-154-052** OK!

**知っていますか?「無期労働契約」への転換を申し込むことができます!**

2018年4月1日より有期労働契約から無期労働契約への転換を申し込むことができます。

労働基準法第20条に基づき、労働者は無期転換を申し込むことができます。

会社は、労働者に無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません!

**無期転換は有期労働契約者の権利です!**

「行こうよ、連合へ」まずはご相談

2018年2月8日(木)~10日(土) 10:00~19:00  
 働き続けたい!なぜ辞めなければならぬの!?  
 STOP 無期転換拒否!  
 連合労働相談ホットライン  
**連合奈良 ☎ 0120-154-052**

**ただいま全国で、2018 春季生活闘争中!**  
**すべての労働者の立場にたって働き方を見直そう!**  
**「底上げ・底支え」「格差是正」でクラシノソコアゲ!**のスローガンを掲げて取り組んでいます。